令和８年１０月２０日
独立行政法人農畜産業振興機構

優良和子牛生産推進緊急支援事業及び和子牛産地基盤強化緊急
特別対策事業の平均価格等について（令和８年７月～９月分）

優良和子牛生産推進緊急支援事業実施要綱（令和６年３月１８日付け５農畜機第８２０６号）第４の３及び和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業実施要綱（令和８年３月１８日付け７農畜機第８３５４号）第４の３の規定に基づき、下記のとおり令和８年７月～９月分の平均価格及び奨励金単価を公表します。

今期は、黒毛和種及び褐毛和種について、いずれの事業も平均価格が発動基準価格を上回ったため、奨励金の交付はありません。

記

１　平均価格及び発動基準価格　（単位：円／頭）

| 品種・ブロック | | 平均価格 | 優良和子牛生産推進緊急支援事業 | | | 和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 発動基準価格 | | 奨励金発動 | 発動基準価格 | 奨励金発動 |
| | | | A | B | | | |
| 黒毛和種 | 北海道 | 856,577 | 620,000 | 610,000 | ― | 620,000 | ― |
| | 東北 | 853,862 | | | ― | | ― |
| | 本州関東以西・四国 | 855,826 | | | ― | | ― |
| | 九州・沖縄 | 829,249 | | | ― | | ― |
| 褐毛和種 | | 737,600 | 570,000 | 560,000 | ― | 570,000 | ― |
| その他の肉専用種 | | ― | 370,000 | 360,000 | ― | 370,000 | ― |

２　奨励金単価　　（単位：円／頭）

| 品種 | 優良和子牛生産推進緊急支援事業 | | | 和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 発動基準 | 取組数２ | 取組数３以上 | 離島等以外 | 離島等 |
| 黒毛和種・褐毛和種・その他の肉専用種 | A | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 50,000 |
| | B | 10,000 | 20,000 | | |

注１：優良和子牛生産推進緊急支援事業は令和８年７月～９月販売分、和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業は令和８年７月～９月販売分及び保留分が対象となります。

注２：黒毛和種の平均価格は、肉用子牛生産者補給金制度の対象となる６ヵ月齢～１２ヵ月齢の肉用子牛の指定市場における取引価格を用い、要綱別表１に定めるブロック別、四半期ごとに算出し、全国平均に対して著しく高い価格（偏差値７０（平均＋２標準偏差）以上）となる都府県はブロック別平均価格の計算から除外します（今回は該当なし）。

注３：褐毛和種については、全国で、四半期ごとに算出します。

注４：その他の肉専用種については、令和８年４月～令和９年３月までの取引価格を用いて全国の年平均価格を算出します。

注５：離島等の奨励金単価は、離島振興法第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域、鹿児島県奄美市、鹿児島県大島郡及び沖縄県に所在する農場において飼養された和子牛が対象です。

注６：平均価格及び発動基準価格は、消費税込みです。